

幼児教育・保育 の無償化について



令和元年10月1日から

3歳から5歳までの子どもたちの保育料が無料になりました。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも無償化の対象です。

保育園 幼稚園
認定こども園

無料または月額25,700円まで無料

認可外保育施設等
注1

月額37,000円まで無料
(0歳から2歳は42,000円まで無料)

幼稚園の
預かり保育

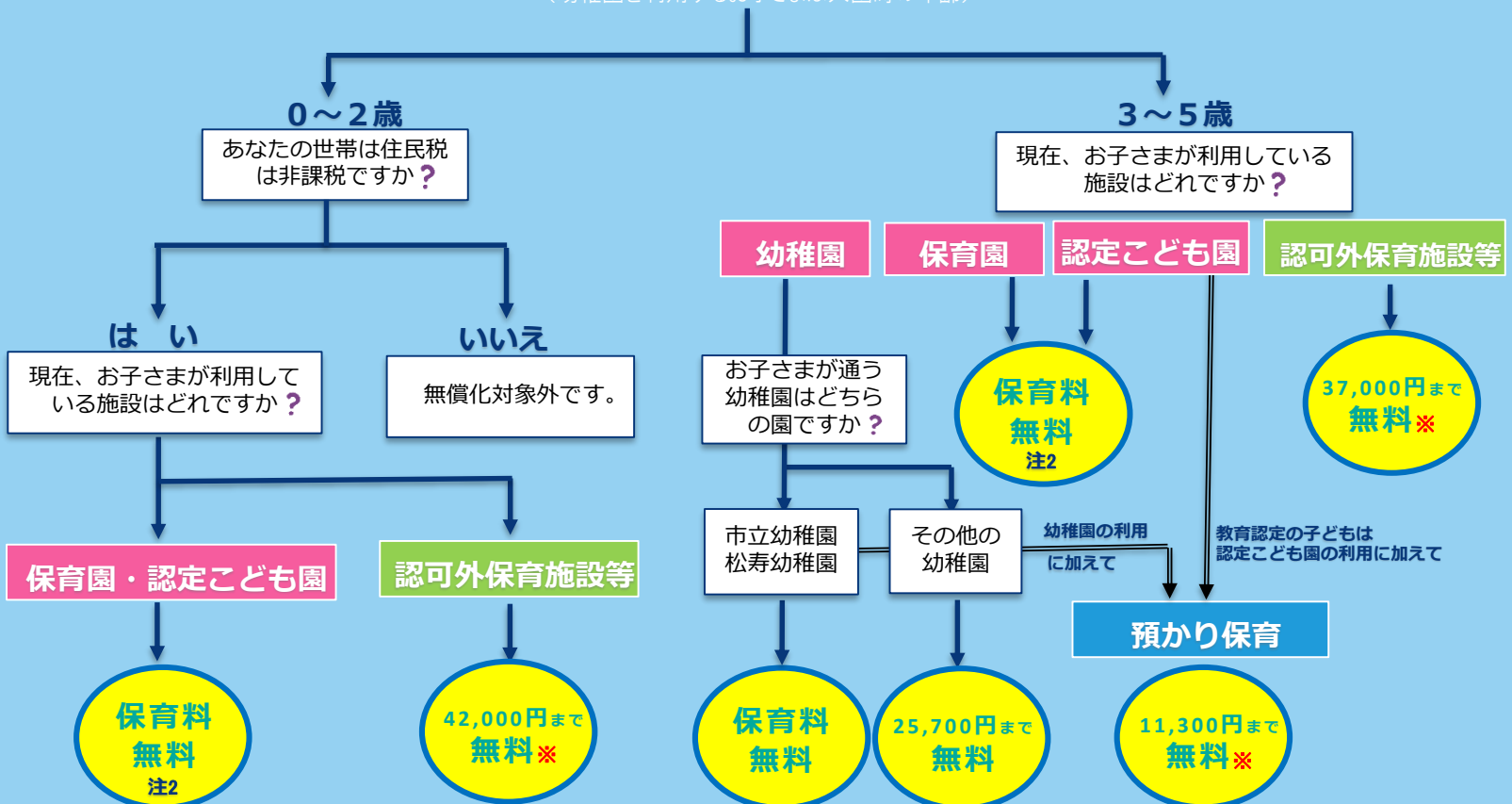
月額11,300円まで無料

注1) 認可外保育施設以外にも一時預かり事業、病児保育、ファミリーサポートセンター事業が対象です。

うちの子の場合は？

4月1日時点の年齢は何歳ですか？

(幼稚園を利用するお子さまは入園時の年齢)



ご注意ください！

※のところは、無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」注3

が必要です。市へ申請をお願いします。

認定の申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

※以外のところは、手続きは必要ありません。

注2) 保育園での保育時間(標準・短時間)を超えて利用する「延長保育」は、無償化対象外です。

注3) 「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。『認定』については、雇用証明書などの書類の提出が必要です。詳細は市ホームページをご確認ください。

給食費・通園送迎費・行事費等は無償化の対象外です。

無償化の対象外の費用については、保護者の負担です。
10月以降は、保育園・認定こども園（保育認定）を利用する場合、これまで保育料の一部に含まれていたおかずやおやつ
の食材費は、副食費として保育園等へお支払いいただくこと
になります。（3歳から5歳の子どもさんのみ）

※幼稚園や認定こども園（教育認定）を利用されている保護者の方は、
これまでと同様に給食費を幼稚園等にお支払いください。



0歳から2歳の子どもさんは、これまでどおり給食費は保育料に含まれており、別途支払いは必要ありません。

無償化後（令和元年10月以降）保護者の負担はこうなります



八代市では、無償化に伴い保護者の皆様の負担が増えることのないよう、国の副食費免除対象者に加えて、これまでも保育料を無料としていた第3子以降の子どもも副食費の免除対象とします。

第3子以降とは、18歳までの子どもで数えて3番目以降の子どもです。

副食費は
園が集金し
食材費に使用



主食は
これまでと同様に
ごはんを持参



※園によっては持参ではなく主食費を徴収する場合があります。

副食費は
年収360万円以下
の世帯は免除



副食費は
3番目以降の
子どもも免除



お問い合わせ 八代市役所 こども未来課（八代市松江城町1-25 仮設庁舎東棟1F）

☎ 0965-33-8721（平日：8:30～17:15）

詳しくは、八代市役所ホームページを検索

幼児教育・保育の無償化はじまります

